

議案第3号

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和3年人事院勧告により国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、国家公務員の給与改定に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町職員の給与に関する条例及び里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(里庄町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町職員の給与に関する条例(昭和27年里庄町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年里庄町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の里庄町職員の給与に関する条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第9条第1項第2号並びに里庄町職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第17条第4項及び第5項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年里庄町条例第12号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第18条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1カ月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例及び里庄町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10